

(ロ) 市民税及段別税以外ノ獨立税
昭和三十六年度ニ於ケル調定額

五、昭和三十九年度

(一) 地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税

第十二條ノ規定ニ依リ算定シタル額(現行附加税等ノ額)ノ基本タル本税額

(二) 鑛區税附加税

昭和十七年度ニ於ケル鑛區税附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ニ百分ノ十ヲ乘シタル額

(三) 道府縣稅附加税

昭和十七年度ニ於ケル道府縣稅附加税(段別税附加税ヲ除ク)ノ調定額ノ基本タル本税額

(三) 百分ノ百ヲ乘シタル額

(四) 獨立税

(イ) 市民税(昭和三十九年度ニ於ケル)ノ調定額ノ基本タル本税額

(二) 大都市ニ付テハ七圓、都市ニ付テハ五圓ニ世帯數ヲ乘シタル額

(ロ) 市民税及段別税以外ノ獨立税

昭和十七年度ニ於ケル調定額ノ基本タル本税額

第三十二條 法第六十四條第一項ノ市税額、小學校教員俸給費ノ負擔方法ノ改正ニ因ル負擔ノ減

少額及職業紹介法ニ依ル負擔金ノ廢止ニ因ル負擔ノ減少額ハ夫々左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

一 市税額

昭和十三年度ニ於ケル市税調定額及臨時地方財政補助金交付額

二 小學校教員俸給費ノ負擔方法ノ改正ニ因ル負擔ノ減少額

昭和十三年度分ノ市町村立小學校教員(代用教員ヲ含ム)俸給費及恩給納金(同俸給費中正

教員ノ百分ノ一)ノ合算額ヨリ義務教育費國庫下渡金ノ額ヲ控除シタル額

三 職業紹介法ニ依ル負擔金ノ廢止ニ因ル負擔ノ減少額

昭和十三年度分トシテ負擔ヲ命ゼラレタル額

前項第二號ノ小學校教員俸給費ノ負擔方法ノ改正ニ因ル負擔ノ減少額ノ算定ニ付テハ市町村學

校組合ノ小學校教員俸給費、恩給納金及義務教育費國庫下渡金ハ組合各市町村ノ兒童數ニ按分

シ之ヲ夫々當該市町村ノ小學校教員俸給費、恩給納金又ハ義務教育費國庫下渡金ト看做ス前項

ノ兒童數ハ昭和十三年六月一日現在ニ於ケル在籍兒童數トス

第一項第二號及第二項ノ俸給費ニハ現役小學校教員俸給費國庫負擔法ニ依リ國庫ノ負擔スル俸

給費ヲ含マザルモノトス

地方税 地方分與稅法施行規則

第三十三條 法第七十條第一項ノ市税額ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

一 昭和十三年度ニ於テ戸數割ヲ賦課シタル市ニシテ昭和十一年度當初豫算ニ戸數割ヲ計上シ

タル市

(一) 昭和十三年度ニ於ケル市税 (戸數割ヲ除ク) 調定額

(二) 左ノ額ニ百分ノ百三十三ヲ乘ジタル額

(イ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル戸數割額ヨリ納税獎勵交付金及之ニ類スル歩戻金ノ額

(道府縣ヨリ受クル補助金又ハ獎勵金ヲ財源トスルモノニ付テハ其ノ額ヲ除ク以下之ニ

同シ)ヲ控除シタル額

(ロ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル臨時町村財政補給金額及尋常小學校費臨時國庫補助金

額

(三) 昭和十三年度ニ於ケル臨時地方財政補給金交付額 (戸數割ノ減税ニ充テタル額ヲ除ク)

二 昭和十三年度ニ於テ戸數割ヲ賦課セザリシ市ニシテ昭和十一年度當初豫算ニ戸數割ヲ計上

セザリシ市

(一) 昭和十三年度ニ於ケル市税 (家屋税附加税ヲ除ク) 調定額

(二) 左ノ額ニ百分ノ百三十三ヲ乘ジタル額

(イ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル家屋税附加税ヨリ左ノ額ヲ控除シタル額

(1) 昭和十一年度ニ於ケル法人ノ所有シ且使用スル家屋 (以下法人家屋ト稱ス) ニ對ス

ル家屋税ノ調定額 (昭和十一年度當初豫算ニ定ムル賦課率ニ依ル税額トシ過年度分ヲ

含マズ) ニ當初豫算ニ定ムル法人家屋ニ對スル家屋税附加税賦課率ヲ乘ジタル額

(2) 當初豫算ニ於ケル家屋税附加税ノ基本ト爲リタル家屋税額ヨリ法人家屋ニ對スル家

屋税ノ調定額ヲ控除シタル額ニ百分ノ五十二・三ヲ乘ジタル額

(3) 當初豫算ニ於ケル納税獎勵交付金及之ニ類スル歩戻金ノ額

(ロ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル臨時町村財政補給金額及尋常小學校費臨時國庫補助金

額

(三) 昭和十三年度ニ於ケル法人家屋ニ對スル家屋税附加税調定額

(四) 昭和十三年度ニ於ケル法人家屋以外ノ家屋ニ對スル家屋税調定額ニ百分ノ五十二・三ヲ

乘ジタル額

(五) 昭和十三年度ニ於ケル臨時地方財政補給金交付額 (家屋税附加税ノ減免ニ充テタル額ヲ

除ク)

三 昭和十三年度ニ於テ戸數割ヲ賦課シタル市ニシテ昭和十一年度當初豫算ニ戸數割ヲ計上セ

ザリシ市

- (一) 昭和十三年度ニ於ケル市税（戸數割ヲ除ク）調定額
- (二) 左ノ額ニ百分ノ百三十ヲ乗シタル額
 - (イ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル家屋税附加税額ヨリ左ノ額ヲ控除シタル額
 - (1) 昭和十一年度ニ於ケル法人家屋ニ對スル家屋税ノ調定額（昭和十一年度當初豫算ニ定ムル賦課率ニ依ル税額ト過年度分ヲ含マズ）ニ當初豫算ニ定ムル法人家屋ニ對スル家屋税附加税賦課率ヲ乗シタル額
 - (2) 當初豫算ニ於ケル家屋税附加税ノ基本ト爲リタル家屋税額ヨリ法人家屋ニ對スル家屋税ノ調定額ヲ控除シタル額ニ百分ノ五十二・三ヲ乗シタル額
 - (3) 當初豫算ニ於ケル納税獎勵交付金及之ニ類スル歩戻金ノ額
- (ロ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル臨時町村財政補助金額及尋常小學校費臨時國庫補助金額
- (ハ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル第三種所得稅附加税額、特別所得稅額及戸別割額
- (三) 昭和十三年度ニ於ケル臨時地方財政補助金交付額（戸數割ノ減税ニ充テタル額ヲ除ク）
- 四 昭和十三年度ニ於テ戸數割ヲ賦課セザリシ市ニシテ昭和十一年度當初豫算ニ戸數割ヲ計上

シタル市

- (一) 昭和十三年度ニ於ケル市税（家屋税附加税、第三種所得稅附加税、特別所得稅及戸數割ヲ除ク）調定額
 - (二) 左ノ額ニ百分ノ百三十ヲ乗シタル額
 - (イ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル戸數割額ヨリ納税獎勵交付金及之ニ類スル歩戻金ノ額ヲ控除シタル額
 - (ロ) 昭和十一年度當初豫算ニ於ケル臨時町村財政補助金額及尋常小學校費臨時國庫補助金額
 - (三) 昭和十三年度ニ於ケル法人家屋ニ對スル家屋税附加税調定額
 - (四) 昭和十三年度ニ於ケル法人家屋以外ノ家屋ニ對スル家屋税調定額ニ百分ノ五十二・三ヲ乗シタル額
 - (五) 昭和十三年度ニ於ケル臨時地方財政補助金交付額（家屋税附加税、第三種所得稅附加税、特別所得稅及戸別割ノ減税ニ充テタル額ヲ除ク）
- 第三十四條 法第七十條第一項ノ小學校教員俸給費ノ負擔方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負擔金ノ停止ニ因ル負擔ノ減少額ハ第三十二條ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第三十五條 町村附付税ノ分與ニ用フル新税額 小學校教員俸給費ノ負擔方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負擔金ノ廢止ニ因ル負擔ノ減少額又ハ町村税額ノ算定ニ付テハ第三十一條及第三十二條又ハ第三十三條ノ例ニ依リ之ヲ算定ス此ノ場合ニ於テ第三十一條中七圓又ハ五圓トアルハ三圓(單位税額ガ一圓五十錢未満ノ町村ニ付テハ二圓) トシ特別税口銀税(之ニ代ル寄附金ヲ含ム)ハ之ヲ戸數割ト看做ス

第三十六條 昭和十五年度乃至昭和十八年度ニ於ケル法第十五條ノ國稅附加税額ハ第十一條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ルニ課スル家賃貸借税賦課率ニ依リ

一 昭和十五年度

(一) 地租附加税

昭和十四年度最定期賦課期日現在ニ於テ地租附加税又ハ特別地租ヲ賦課シ得ベキ土地ノ賃貸價格(地租法第七十條ノ規定ニ依ル地租ノ免除ヲ除ク)ノ外昭和十四年度ニ於テ法令ニ依リ地租又ハ特別地租ヲ減免スベキ土地ノ賃貸價格ハ其ノ減免ノ割合ニ應ジテ減ジタル賃貸價格)ニ百分ノ二ヲ乘ジタル額及同年度ニ於ケル免租年期地段別割ノ調定額ヲ同年度ニ於ケル宅地以外ノ土地ニ對スル地租附加税賦課率ト一・九トノ積ヲ以テ除ジタル額ノ合算額

(二) 家賃税

昭和十五年四月一日現在ノ家賃賃貸價格(昭和十五年內務省令第二十五號ニ依リ補整セラレタルモノ)ニ百分ノ三・五ヲ乘ジタル額

(三) 營業稅附加税

(イ) 昭和十二年度乃至昭和十四年度ニ於ケル營業收益稅附加税ノ調定額ノ基本タル本稅額中法人分ノ額ニ百分ノ十ヲ乘ジタル額及個人分ノ額ニ百分ノ三十ヲ乘ジタル額ノ合算額
(ロ) 昭和十二年度乃至昭和十四年度ニ於ケル鑛產稅附加税ノ調定額ノ基本タル本稅額ニ百分ノ五ヲ乘ジタル額

(四) 舊法ニ依ル國稅附加税

(イ) 營業收益稅附加税 昭和十五年度以後ニ於テ賦課スベキ營業收益稅附加税ノ本稅見込額ノ十分ノ七ノ額ニ昭和十四年度當村豫算ニ定ムル營業收益稅附加税賦課率ヲ乘ジタル額
(ロ) 鑛產稅附加税 昭和十五年度以後ニ於テ賦課スベキ鑛產稅附加税ノ本稅見込額ニ千分ノ二百ヲ乘ジタル額

(ハ) 取引所營業稅附加稅

昭和十五年以後ニ於テ賦課スベキ取引所營業稅附加稅ノ本稅見込額ニ百分ノ十ヲ乘ジタル額

(ニ) 所得稅附加稅

昭和十五年以後ニ於テ賦課スベキ所得稅附加稅ノ本稅見込額ノ十分ノ七ノ額ニ昭和十四年度當初豫算ニ定ムル所得稅附加稅賦課率ヲ乘ジタル額

二 昭和十六年度

(一) 地租附加稅

昭和十五年度ニ於ケル地租附加稅ノ調定額ノ基本タル本稅額ニ百分ノ百ヲ乘ジタル額及段別稅ノ課稅標準タル評定賃貨價格ニ百分ノ二ヲ乘ジタル額 (評定賃貨價格ヲ設定セザル道府縣ニアリテハ段別稅ノ調定額ヲ同年度ニ於ケル地租附加稅賦課率ヲ以テ除シタル額)ノ合算額

(二) 家屋稅

昭和十六年四月一日現在人家屋賃貨價格ニ百分ノ三・五ヲ乘ジタル額

(三) 營業稅附加稅

昭和十五年度ニ於ケル營業稅附加稅ノ調定額ノ基本タル本稅額中法人分ノ二倍ノ額及個人分ノ額ノ合算額ニ百分ノ百ヲ乘ジタル額

(四) 舊法ニ依ル國稅附加稅

(イ) 營業收益稅附加稅

昭和十五年以後ニ於テ賦課スベキ營業收益稅附加稅ノ本稅見込額ノ十分ノ三ノ額ニ昭和十四年度當初豫算ニ定ムル營業收益稅附加稅賦課率ヲ乘ジタル額

(ロ) 所得稅附加稅

昭和十五年以後ニ於テ賦課スベキ所得稅附加稅ノ本稅見込額ノ十分ノ三ノ額ニ昭和十四年度當初豫算ニ定ムル所得稅附加稅賦課率ヲ乘ジタル額

三 昭和十七年度

(一) 地租附加稅

昭和十五年度ニ於ケル地租附加稅ノ調定額ノ基本タル本稅額ニ百分ノ百ヲ乘ジタル額及段別稅ノ課稅標準タル評定賃貨價格ニ百分ノ二ヲ乘ジタル額 (評定賃貨價格ヲ設定セザル道府縣ニ在リテハ段別稅ノ調定額ヲ同年度ニ於ケル地租附加稅賦課率ヲ以テ除シタル額)ノ合算額

(二) 家屋税附加税

昭和十六年四月一日現在ノ家屋賃貸價格ニ百分ノ一・七五ヲ乘ジタル額

(三) 營業税附加税

昭和十五年度ニ於ケル營業税附加税ノ調定額ノ基本タル本税額中法人分ノ二倍ノ額及個人分ノ額ノ合算額ニ百分ノ百ヲ乘ジタル額

四 昭和十八年度

(一) 地租附加税

昭和十六年度ニ於ケル地租附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ニ百分ノ百ヲ乘ジタル額及段別税ノ課税標準タル評定賃貸價格ニ百分ノ二ヲ乘ジタル額 (評定賃貸價格ヲ設定セザル道府縣ニ在リテハ同年度ニ於ケル段別税ノ調定額ヲ地租附加税賦課率ヲ以テ除シタル額)ノ合算額

(二) 家屋税附加税

昭和十七年四月一日現在ニ於テ家屋税ヲ賦課スベキ家屋ノ賃貸價格ニ百分ノ一・七五ヲ乘ジタル額

(三) 營業税附加税

昭和十六年度ニ於ケル營業税附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ニ百分ノ百ヲ乘ジタル額

第三十七條 昭和十五年度乃至昭和十八年度ニ於ケル法第二十條、第二十三條、第二十九條及第三十六條ノ國稅附加税額ハ第十一條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

一 昭和十五年度

(一) 地租附加税

(イ) 昭和十四年度最終定期賦課期日現在ニ於テ地租附加税又ハ特別地稅附加税ヲ賦課シ得ベキ土地ノ賃貸價格 (地租法第七十條ノ規定ニ依ル地租ノ免除ヲ除クノ外昭和十四年度ニ於テ法令ニ依リ地租又ハ特別地稅ヲ減免スベキ土地ノ賃貸價格ハ其ノ減免ノ割合ニ應ジテ減ジタル賃貸價格) ニ百分ノ四ヲ乘ジタル額

(ロ) 昭和十四年度ニ於ケル免租年期地段別附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ヲ同年度ニ於ケル道府縣ノ宅地以外ノ土地ニ對スル地租附加税賦課率ト〇・九五トノ積ヲ以テ除シ

ニ於ケル額

(ハ) 昭和十四年度ニ於ケル免租年期地段別割ノ調定額ヲ同年度ニ於ケル地租附加税賦課率

(地租附加税ヲ賦課セザル市ニ在リテハ當該道府縣内ノ市町村ノ地租附加税賦課率ノ平均)ト〇・九五トノ積ヲ以テ除シタル額

(二) 家屋税附加税

昭和十五年四月一日現在ノ家屋賃賃價格(昭和十五年内務省令第二十五號ニ依リ補整セラレタルモノ)ニ百分ノ三・五ヲ乘シタル額

(三) 營業稅附加税

(イ) 昭和十二年度乃至昭和十四年度ニ於ケル營業收益稅附加稅ノ調定額ノ基本タル本稅額ノ中法人分ノ額ニ百分ノ二十ヲ乘シタル額及個人分ノ額ニ百分ノ六十ヲ乘シタル額ノ合算額

(ロ) 昭和十二年度乃至昭和十四年度ニ於ケル礦產稅附加稅ノ調定額ノ基本タル本稅額ニ百分ノ十ヲ乘シタル額

(四) 舊法ニ依ル關稅附加稅

(イ) 營業收益稅附加稅

昭和十五年年度以後ニ於テ賦課スベキ營業收益稅附加稅ノ本稅見込額ノ十分ノ七ノ額ニ昭和十四年度當初豫算ニ定ムル營業收益稅附加稅賦課率ヲ乘シタル額

(ロ) 礦產稅附加稅

昭和十五年年度以後ニ於テ賦課スベキ礦產稅附加稅ノ本稅見込額ニ百分ノ千二百ヲ乘シタル額

(ハ) 取引所營業稅附加稅

昭和十五年年度以後ニ於テ賦課スベキ取引所營業稅附加稅ノ本稅見込額ニ百分ノ十ヲ乘シタル額

(ニ) 所得稅附加稅

昭和十五年年度以後ニ於テ賦課スベキ所得稅附加稅ノ本稅見込額ノ十分ノ七ノ額ニ最近年度當初豫算ニ定ムル所得稅附加稅賦課率ヲ乘シタル額

二 昭和十六年度

(一) 地租附加稅

(イ) 昭和十五年年度ニ於ケル地租附加稅ノ調定額ノ基本タル本稅額ニ百分ノ二百ヲ乘シタル額

(ロ) 昭和十五年年度ニ於ケル段別稅附加稅ノ調定額ノ基本タル本稅額ヲ同年度ニ於ケル道府縣ノ地租附加稅賦課率ト〇・五トノ積ヲ以テ除シタル額

(ハ) 昭和十五年年度ニ於ケル段別稅ノ調定額ヲ同年度ニ於ケル地租附加稅賦課率ト〇・五トノ積ヲ以テ除シタル額

(二) 家賃税附加税

昭和十六年四月一日現在ノ家賃賃貸價格ニ百分ノ三・五ヲ乗シタル額

(三) 營業税附加税

昭和十五年度ニ於ケル營業税附加税ノ調定額ノ基本タル本税額中法人分ノ二倍ノ額及個人分ノ額ノ合算額ニ百分ノ二百ヲ乗シタル額

(四) 舊法ニ依ル國稅附加税

(イ) 營業收益税附加税

昭和十五年度以後ニ於テ賦課スベキ營業收益税附加税ノ本税見込額ノ十分ノ三ノ額ニ昭和十四年度當額及算定額ニ定ムル營業收益税附加税賦課率ヲ乗シタル額

(ロ) 所得税附加税

昭和十五年度以後ニ於テ賦課スベキ所得税附加税ノ本税見込額ノ十分ノ三ノ額ニ最近年度當額及算定額ニ定ムル所得税附加税賦課率ヲ乗シタル額

三 昭和三十七年度

(一) 地租附加税

(イ) 昭和十五年度ニ於ケル地租附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ニ百分ノ二百ヲ乗シタル

(ロ) 昭和十五年度ニ於ケル段別附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ヲ同年度ニ於ケル道府縣ノ地租附加税賦課率ト〇・五トノ積ヲ以テ除シタル額

(ハ) 昭和十五年度ニ於ケル段別税ノ調定額ヲ同年度ニ於ケル地租附加税賦課率ト〇・五トノ積ヲ以テ除シタル額

(二) 家賃税附加税

昭和十六年四月一日現在ノ家賃賃貸價格ニ百分ノ三・五ヲ乗シタル額

(三) 營業税附加税

昭和十五年度ニ於ケル營業税附加税ノ調定額ノ基本タル本税額中法人分ノ二倍ノ額及個人分ノ額ノ合算額ニ百分ノ二百ヲ乗シタル額

四 昭和三十八年度

(一) 地租附加税

(イ) 昭和十六年度ニ於ケル地租附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ニ百分ノ二百ヲ乗シタル額

(ロ) 昭和十六年度ニ於ケル段別附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ヲ同年度ニ於ケル道府

縣ノ地租附加税賦課率ト〇・五トノ積ヲ以テ除シタル額

(ハ) 昭和十六年度ニ於ケル段別税ノ調定額ヲ同年度ニ於ケル地租附加税賦課率ト〇・五トノ積ヲ以テ除シタル額

(二) 家屋税附加税

昭和十七年四月一日現在ニ於テ家屋税ヲ賦課スベキ家屋ノ賃貨價格ニ百分ノ三・五ヲ乘ジタル額

(三) 營業税附加税

昭和十六年度ニ於ケル營業税附加税ノ調定額ノ基本タル本税額ニ百分ノ二百ヲ乘ジタル額
第三十八條 第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十一條乃至第三十三條、第三十六條及前條ノ國稅附加税、道府縣稅附加税、道府縣獨立稅又ハ市町村獨立稅ノ調定額ノ算定ニ關シテハ第十一條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第三十九條 第二十七條、第二十八條、第三十條 乃至第三十三條、第三十六條及第三十七條ノ道府縣稅額又ハ市町村稅額ノ算定ニ付テハ都市計畫特別稅ハ之ヲ除外ス

第四十條 従前ノ府縣制施行令第二十八條ノ規定ニ依ル分賦金ハ之ヲ道府縣稅ト看做シ道府縣稅額又ハ市稅額ノ算定ニ付之ヲ加算又ハ控除ス

第四十一條 配付稅ノ分與額ノ算定期日迄ニ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於ケル關係市町村ノ配付稅ノ額ヲ算定スルニ必要ナル新稅額及市町村稅額ハ廢置分合又ハ境界變更ニ係ル區域ヲ基礎トシテ之ヲ算定シ小學校教員俸給費ノ負擔方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負擔金ノ廢止ニ因ル負擔ノ減少額ハ廢置分合又ハ境界變更ノ日ニ於ケル現住人口ニ依リ廢置分合又ハ境界變更ニ係ル區域ヲ基礎トシテ之ヲ算定ス

第三條 市町村ノ廢置又ハ境界變更ノ場合ニ於テハ

第一項 委員會議長ハ一人以上委員十六人以上以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第二項 委員會議長ハ市町村ノ廢置又ハ境界變更ノ場合ニ於テハ之ヲ選任ス

第三項 委員會議長ハ市町村ノ廢置又ハ境界變更ノ場合ニ於テハ之ヲ選任ス

第四項 委員會議長ハ市町村ノ廢置又ハ境界變更ノ場合ニ於テハ之ヲ選任ス

◎ 財政分與委員會官制 (訓令十五号 昭和十一年四月二十二日 總務省令第四百六十二號)

○地方分與稅委員會官制 (昭和十五年七月十二日勅令第四百六十二號)

第一條 地方分與稅委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ内務大臣及大藏大臣ノ諮問ニ應ジテ地方分與稅法第四十四條第一項ノ事項ヲ調査審議ス

委員會ハ地方分與稅ニ關スル事項ニ付關係大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長一人及委員會十六人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員及衆議院議員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之

ヲ命ズ

第四條 會長ハ職務ヲ總理ス

第五條 委員會ニ辦事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第六條 委員會ハ會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ執行ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時地方分與稅委員會官制ハ之ニ應ジテ之

第一條 本會ハ地方分與稅ノ調査審議ニ關シ、關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第二條 本會ハ會長一人及委員會十六人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員及衆議院議員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之

ヲ命ズ

第五條 委員會ニ辦事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

○地方分與稅分與金特別會計法 (昭和十五年三月二十九日法律六十七號)

第一條 地方分與稅分與金ノ會計ハ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スベシ

第二條 本會計ニ於テハ地租、家屋稅及營業稅ノ收入、配付稅分與ノ爲ノ一般會計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ還付稅及配付稅ノ分與金、借入金ノ償還金及利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條 本會計ノ歳出額ハ其ノ歳入及積立金ノ合計額ヲ超過スルコトヲ得ズ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

第五條 前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ毎年度ニ於ケル配付稅ノ分與額ヲ地方分與稅法第六條第一項ニ規定スル額 (前年度ニ於ケル配付稅ノ分與額ノ百分ノ九十ガ之ヨリ大ナルトキ

ハ其ノ額)ニ達セシムルニ付一般會計ヨリノ受入金及積立金ノ合計額ヨリ借入金ノ償還金ヲ控除シタル殘額ヲ以テシテハ之ニ不足スル金額ヲ限度トス

第六條 本會計ニ於テ支拂額現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第七條 本會計ニ於テ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ之ヲ積立ツベシ

第八條 本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第九條 本會計ノ積立金ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スベシ

第十條 政府ハ毎年末本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第十一條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第十二條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年度、同十六年度及同十七年度ニ於テ還付稅分與金ノ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

○昭和十六年度ニ於ケル配付税ノ一部交付

二關スル件 (昭和十六年四月内務、大藏省令第二號)

地方分與税法第七十四條第二項ノ規定ニ依リ昭和十六年度ニ於テハ道府縣及市町村ニ對シ配付税ノ分與額ノ決定前ニ其ノ一部ヲ交付ス

前項ノ規定ニ依ル交付額ハ昭和十五年度ニ於ケル配付税分與額 (都市配付税及町村配付税ノ第三種配付額ノ分與額ヲ除ク)ノ三分ノ一ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム

伊豆七島及小笠原島ノ町村ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年度ニ於ケル配付税分與額ノ二分ノ一ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム

前三項ノ規定ニ依ル交付額ガ當該道府縣又ハ市町村ニ對スル昭和十六年度分ノ配付税ノ分與額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ國庫ニ返納セシム

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○臨時地方税措置ニ關スル件 (昭和十五年三月三十一日勅令第九十九號)

當分ノ内臨時租稅措置法ニ依ル田畑地租ノ輕減ノ例ニ依リ地租法第七十條ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラルル田畑ニ對スル地租附加税(地租割ヲ含ム)ヲ輕減ス

附則

本令ハ昭和十五年分ヨリ之ヲ適用ス

本令ハ支那事變終結後其ノ年ノ翌年十二月三十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス

昭和十四年度分以前ノ特別地稅、特別地稅附加税及營業稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

○臨時地方税措置ニ關スル勅令改正ニ

一關スル件通牒 (昭和十五年四月二日地稅乙第七六號) 地方、主稅務局長

今般勅令第九十九號ヲ以テ昭和十三年勅令第二百四號 (臨時地方税措置ニ關スル件) 改正ノ件
公署相續處右ノ今同ノ地方税制改正ニ件ト改正セラレタル義ニ有之之ガ施行運用ニ當リテハ左
記事項御留意相成度

記

一 地租附加税 (地租割ヲ含ム以下之ニ同シ)ノ輕減ニ付テハ總テ田畑地租ノ輕減ノ例ニ依ルベ
キモノナルコト

二 府縣稅タル地租附加税ト市町村稅タル地租附加税トノ間ニ於テ輕減割合ヲ異ニスルガ如キハ
適當ナラザルヲ以テ府縣稅地租附加税ニ付輕減割合ヲ決定シタルトキハ之ヲ關係市町村ニ通
知シ之ニ基キ市町村稅地租附加税ノ輕減ヲ爲サシムル等ノ適宜ノ措置ヲ講ズルコト

○府縣制(抄録)(明治三十二年三月十六日法律第六十四號)

改正沿革 (利會略)昭和十五年四月一日法律六十二號

府縣制

第五章 府縣ノ財務

第一節 財務營造物及府縣稅

第三條 府縣ハ地方稅ノ定ムル所ニ依リ府縣稅ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第四條 府縣乃至第十條 削除

第十一條 府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ水利ニ關スル事業其ノ他土地ノ利益ト爲ルベキ事件ニ

依リ特ニ利益ヲ受クル者ヨリ分擔金ヲ徵收スルコトヲ得

第十二條 府縣ハ其ノ必要ニ依リ夫役及現品ヲ府縣内一部ノ市町村其ノ他公共團體若ハ一部ノ

納稅義務者ニ賦課スルコトヲ得但シ學藝美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得ス

夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金額ニ算出シテ賦課スヘシ

夫役ヲ課セラレタル者ハ其ノ便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得又夫

役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金額ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十四條 詐稱其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料、手数料又ハ分擔金ノ徵收ヲ免レタル者ニ付

テハ府縣條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レタル金額ノ五倍ニ相當スル金額(其ノ金額十圓未滿ナルト

キハ十圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除ク外使用料、手数料及分擔金ノ徵收ニ關シテハ府縣條例ヲ以テ二十圓以

下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

過料ヲ科シ及之ヲ徵收スルハ府縣知事之ヲ掌ル其ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スル

コトヲ得

第十五條 使用料、手数料若ハ分擔金ノ徵收又ハ夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ徵收又ハ賦

課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ其ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ府縣知事ニ異

議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ

決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ決定ニ關シテハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコト

本府得 凡此ニ關シテハ 府縣知事又ハ 其ノ委任ヲ受ケタル 官吏職員トシテ 依リテ 執行スルコトヲ得
 第十七條 使用料、手数料、分擔金夫役又ハ現品ニ代フル金錢、過料其ノ他ノ府縣ノ收入ヲ定
 期內ニ納メサル者アルトキハ 期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ
 急迫ノ場合ニ於テ夫役又ハ現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ履行ヲ爲ササルトキハ 更ニ之ヲ金錢ニ
 換算シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ
 前二項ノ場合ニ於テハ 府縣條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル督促又ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限マテニ完納
 セザルトキハ 國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スヘシ
 第二項乃至第三項ノ徵收金ハ 國ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴還付及時效ニ付テハ 國
 稅ノ例ニ依ル

府縣知事ノ委任ヲ受ケタル官吏職員カ爲シタル前二項ノ處分ニ不服アル者ハ 府縣參事會ニ訴願
 得ル其ノ裁決又ハ 府縣知事ノ處分ニ不服アル者ハ 行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 前項ノ裁決ニ關シテハ 府縣知事又ハ 其ノ委任ヲ受ケタル官吏職員ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコト

第十四條 本法ニ規定スル依ル處分ニ係ル差押物件ノ公賣ハ 處分ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

第十四條ノ處分ハ 其ノ府縣ノ區域外ニ於テモ亦之ヲ爲スコトヲ得

第二十三條ノ一 府縣ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ 政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第二十四條 第百一十條ノ附則

附則

本法ハ 昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ 昭和十四年度分以前ノ府縣稅、夫役現品及府縣費
 ノ分賦並ニ 昭和十五年三月三十一日以前ニ徵收ノ告知アリタル 使用料及手数料ニ關シテハ 仍從前
 ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ 地方稅法ニ別段ノ規定アルモノニ付テハ 其ノ規定ニ依ル
 從來市部會及郡部會ヲ設ケタル府縣ニ於テ 本法施行ノ際現ニ名譽職參事會員及其ノ補充員タル者
 ハ 最近ノ改選期ニ於テ 後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス但シ 本法施行ノ際ニ於テ 各十人ノ定員ヲ
 超ユル員數ニ付テハ 府縣知事抽籤シテ 解任スベキ者ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ 名譽職參事會員ノ補充員ノ補闕順位ハ 府縣知事抽籤シテ之ヲ定ム
 從來市部會及郡部會ノ經濟ヲ分擔シタル府縣ニ於ケル 昭和十四年度分以前ノ 財務ニ關シテハ 仍從前ノ
 規定ニ依ル但シ 市部會及郡部會又ハ 市部參事會及郡部參事會ノ 權限ニ屬スル事項ハ 府縣會又ハ 府縣

參事會之ヲ行フ
 從來市部及郡部ノ經濟ヲ分別シタル府縣ノ財産處分ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 從來市部及郡部ノ經濟ヲ分別シタル府縣ニ於ケル府縣稅ノ賦課其ノ他ノ財務ニ關シテハ當分ノ内
 勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケルコトヲ得
 第五十五條 島嶼ノ經濟ト所屬本地ノ經濟トハ府縣會ノ議決ヲ經內務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ分別
 スルコトヲ得
 第五十六條 東京府下伊豆七島及小笠原島ニ於ケル府稅ノ賦課及府會議員ノ選舉ニ關シテハ當分
 従前ノ例ニ依ル

○市制 (抄) (明治四十四年四月七日法律第六十八號)

○町村制 (抄) (明治四十四年四月七日法律第六十九號)

改正治本 (前會通) 昭和十五年法律第六十三號及第六十四號

市ノ 町村ノ 負擔ニ
 其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ市ノ負擔ニ
 町村ノ負擔ニ
 註 (市)トアルハ市制 (町)トアルハ町村制ヲ示ス

屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市ノ 町村ノ 稅、分擔金及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

町村稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ地方稅法ノ定ムル所ニ依ル

市ノ 町村ノ 分擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ數人若ハ市ノ 町村ノ 一部ヲ利スル財産若ハ營造物又

ハ數人若ハ市ノ 町村ノ 一部ニ對シ利益アル事件ニ關シ特ニ利益ヲ受クル者ヨリ徵收ス

市ノ 町村ノ 夫役又ハ現品ハ直接市ノ 町村ノ 稅ヲ準率ト爲シ

直接町村稅ヲ賦課セサル町村ニ於テハ

且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ

直接町村稅ヲ準率ト爲シ

夫役又ハ現品ハ直接市ノ 町村ノ 稅ヲ準率ト爲シ

直接町村稅ヲ賦課セサル町村ニ於テハ

且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セス

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

市ノ一部又利スル財産者ハ管造物又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對シ利

益アル事件ニ關シテハ町村ノ夫役現品ニ付不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ敷人若ハ町村ノ一部ニ對

シテ其ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ市町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴收スルコトヲ得
 滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セザルトキハ國
 稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徴收金ハ府縣ノ徴收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴還付及時效ニ付テ
 ハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出
 訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第四項ノ處分ハ其ノ市ノ區域外ニ於テモ亦之ヲ爲スコトヲ得
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

左ニ掲グル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ但シ第一號、第四號、及第九號ニ
 關シテハ市町村條例ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノハ其ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム
 市町村條例ノ第六十五條 第三百五十五條第二項中「三月」ヲ「三十日」ニ改ム

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十四年度分以前ノ市稅、夫役現品及市町村
 組合費並ニ昭和十五年三月三十一日以前ニ徵收ノ告知アリタル使用料、手数料及加入金ニ關シテ
 ハ仍舊前ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ地方稅法ニ別段ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル

附 則

八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

市町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但
 第三百三十二條 第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

市町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但
 第三百三十二條 第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

市町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但
 第三百三十二條 第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

市町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但
 第三百三十二條 第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

市町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但
 第三百三十二條 第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

市町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但
 第三百三十二條 第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

○府縣制施行令 (抄) (大正十五年六月二十四日勅令第二百號)

改正沿革 (前省略) 昭和十五年三月三十日勅令第二百三十三號(一)

府縣制施行令

第四章 分擔金ノ徵收(一)

第二十六條 分擔金ハ府縣制第一百一條ノ事件ニ關シ必要ナル費用ニ充ツル爲之ヲ徵收ス
分擔金ノ徵收額 (數年ヲ期シテ徵收スルトキハ其ノ總額) ハ當該土地ノ受益ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

地方税法第十四條ノ規定ニ依リ不均一ノ課稅ヲ爲シ若ハ府縣ノ一部ニ課稅ヲ爲シ又ハ同法第七十七條ノ規定ニ依リ水利稅ヲ課スルトキハ同一事件ニ關シ分擔金ヲ徵收スルコトヲ得ズ
分擔金ノ徵收ヲ受クル者ノ範圍及其ノ徵收方法ハ府縣ニ於テ之ヲ定ム(一)

第二十九條 伊豆七島中小島及鳥島並ニ小笠原島中北硫黃島、南硫黃島、南鳥島、中ノ鳥島及沖ノ鳥島ニ於ケル府稅ノ賦課及府縣會議員ノ選舉ニ關シテハ當分從前ノ例ニ依ル(一)

附則(一)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十四年度分以前ノ府縣稅及府縣費ノ分賦ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ地方税法ニ別段ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル
從來島嶼ノ經濟ト所屬本地ノ經濟トヲ分別シタル府縣ニ於ケル昭和十四年度分以前ノ財務ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

○市制市町村制施行令 (抄) (大正十五年六月二十四日勅令第二百一號)

改正沿革(前略) 昭和十五年三月三十日勅令第二百三十四號(一)
昭和十六年三月三十一日勅令第三百四十二號(二)

市制町村制施行令

第六章 分擔金ノ徵收(一)

第四十條 分擔金ハ市制第二百二十二條又ハ町村制第二百二條ノ財產、營造物又ハ事件ニ關シ必要ナル費用ニ充ツル爲之ヲ徵收ス(一)
分擔金ノ徵收額(數年ヲ期シテ徵收スルトキハ其ノ總額)ハ市制第二百二十二條又ハ町村制第二百二條ノ財產、營造物又ハ事件ニ因ル受益ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ(一)
地方税法第十四條ノ規定ニ依リ不均一ノ課稅ヲ爲シ若ハ市町村ノ一部ニ課稅ヲ爲シ又ハ同法第七十八條ノ規定ニ依リ水利地益稅ヲ課シ若ハ同法第七十九條ノ規定ニ依リ共同施設稅ヲ課スル

トキハ同一事件ニ關シ分擔金ヲ徵收スルコトヲ得ズ

分擔金ノ徵收ヲ受タル者ノ範圍及其ノ徵收方法ハ市町村ニ於テ之ヲ定ム(イ)

第七章 市町村ノ監督

第五十九條ノ二 左ニ掲グル事件ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ(イ)

一 水道(大正十年勅令第三百三十一號第一號ニ該當スルモノヲ除ク)、下水道、電氣、瓦斯、

鐵道、軌道及自動車道ニ中央卸賣市場法ニ依ル市場ノ使用料ニ關スルコト

二 操置期間ヲ通シ償還期限二年度ヲ超ユル市町村債及借入ノ翌年度ニ於テ借入金ヲ以テ償還

スル市町村債ニ關スルコト

前項第二號ニ掲グル事件ト雖モ左ニ掲グルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ(イ)

一 傳染病豫防費又ハ急施ヲ要スル災害復舊工事費ニ充ツル爲借入ルル市町村債

二 國民學校舎ノ建築、増築、改築其ノ他國民學校設備ノ費用ニ充ツル爲借入ルル市町村債ニ

シテ据置期間ヲ通シ償還期限十年度ヲ超エザルモノ(2)

三 前二號ニ掲グル市町村債ノ起債ノ方法、利息ノ定率又ハ償還方法ノ變更

四 市町村債又ハ市町村債ノ起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還方法ノ變更ニシテ内務大臣及大

藏大臣ノ指定スルモノ

第六十條 左ニ掲グル事件ハ監督官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

(イ)

六 市町村税ニ關スル條例(地方税法第二十一條第二項及第三項、第二十三條第一項並ニ第六

十五條第二項ノ條例ヲ除ク)ヲ設ケ又ハ改廢スルコト但シ地方税法及地方税法施行令ニ依リ

監督官廳ノ許可ヲ要スル事項ニ關スルトキハ此ノ限ニ在ラズ(イ)

七 使用料、分擔金又ハ委員ニ關スル條例ヲ廢止スルコト(イ)

第八章 市制第六條ノ市ノ區(イ)

第七十條 區ハ其ノ財産及營造物ニ關シ必要ナル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

前項ノ支出ハ區ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料其他法令ニ依リ區ニ屬スル收入ヲ以テ之ニ充テ

仍不足アルトキハ市ハ市費ヲ以テ之ニ充ツベシ(イ)

附 則(イ)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十四年度分以前ノ市町村税及昭和十五年三月三十一日

以前ニ徵收ノ告知アリタル使用料ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ地方税法ニ別

段ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル

○北海道會法（抄）（明治三十四年法律第二號）

改正清草 昭和十五年三月二十九日法律第六十五號（一）

第八條 北海道會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事項ノ外北海道地方費ニ關シ左ノ事項ヲ議決ス

四 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、北海道地方稅、分擔金及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事（一）

附 則（一）

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○北海道地方費法（抄）（明治三十四年法律第三號）

改正清草 昭和十五年三月二十九日法律第六十六號（一）

第二條 北海道地方稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ地方稅法ノ定ムル所ニ依ル（一）

第三條 削除（一）

第八條之三 府縣制第三條ノ二ノ第七十五條乃至第七十七條、第八十條、第八十一條、第八十八條

乃至第一百一條、第一百一十一條乃至第一百二十六條、第二百二十七條乃至第二百二十九條、第三百二十二條乃至第三百三十六條、第四百二十二條及第四百二十四條ノ規定ハ之ヲ準用ス（一）

附 則（一）

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十四年度分以前ノ北海道地方稅、夫役現品及北海道地方費ノ分賦並ニ昭和十五年三月三十一日以前ニ徵收ノ告知アリタル使用料及手数料ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ地方稅法ニ別段ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル

○直接稅ノ種類ノ件（昭和十五年四月一日內務省告示第五百十號）

市制第七十五條、町村制第五十五條、北海道一級町村制及北海道二級町村制ノ規定ニ依リ直接稅ノ種類左ノ通定ス

國 稅

所得稅（配當利子ニ對スル分類所得稅ヲ除ク）法人稅 臨時利得稅 地租 家屋稅 營業稅 鑛區稅

市町村稅

地方稅 北海道會法 北海道地方費法

入湯税ヲ除ク市町村税

家屋税ハ昭和十七年度分ヨリ之ヲ適用ス

大正十五年内務省告示第六十八號ハ之ヲ廢止ス

○六大都市行政監督ニ關スル法律 (大正十一年三月二十二日法律第一號)

市ノ公共事務及法律ノ定ムル所ニ依リ市又ハ市長ニ屬スル國ノ事務ニ關シ府縣知事ノ許可又ハ認
可ヲ要スル事件ニ付テハ東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ限り勅令ノ定ム
ル所ニ依リ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケシメサルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○六大都市行政監督特例 (大正十五年六月二十四日勅令第二百二十二號)

改正 昭和十五年四月一日勅令第二百三十五號

市行政ニ關シ府縣知事ノ許可又ハ認可ヲ要スル事項中左ニ掲グルモノハ東京市、京都市、大阪
市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ於テハ其ノ許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

一 市制中府縣知事ノ許可ヲ要スル事項但シ市制第六十七條第五號及第九號ニ掲グルコト、
市長ガ他ノ報償アル業務ニ從事スルコト、市町村組合ニ關スルコト及三年度ヲ超ユル繼續費

ニ關スルコトヲ除ク

二 借入ノ翌年度ニ於テ償還スル市債ニ關スルコト但シ借入金ヲ以テ償還スルモノヲ除ク

三 地方税法第五十九條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要スル事項

四 大正十年勅令第三百三十一號第二號ニ規定スル水道ノ改築又ハ増築

五 不良住宅地區改良法第八條ノ規定ニ依リ住宅ノ管理方法ヲ定ムルコト

六 公益質屋法第四條但書ノ規定ニ依リ同條ニ定ムル制限ヲ超エテ貸付スルコト

○地方自治法 (昭和十六年三月三十一日法律第三十八號)

地方自治法 六大都市行政監督ニ關スル法律 地方自治法 六大都市行政監督特例

○地方税減免法令

(引用法令ハ直接税減免
税並非課税法令ヲ参照)

○醫療保護法 (昭和十六年三月六日法律第三十六號)

第二十四條 道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ニ掲グル土地又ハ建物ニ對シテハ租税其ノ他

ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 主トシテ醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ノ用ニ供スル建物

二 前號ニ掲グル建物ノ敷地其ノ他主トシテ醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ノ用ニ供スル

土地

○庶民金庫法 (關係條文ハ減免法令所得税關係ノ部ニ掲グ以下同)

○恩給金庫法

○貸家組合法

○農地開發營團法

○住宅營團法

○宗教團體法

○國際決済銀行ニ租税ヲ課セザコトニ關スル件

○軍事扶助法

○建庫保險法

○國民保險法

○職員健康保險法

○船員保險法

○勞働者年金法

○輕金屬製造事業法 (關係條文ハ減免法令法人税關係ノ部ニ掲グ以下同)

○工作機械製造事業法

○航空機製造事業法

○自動車製造事業法

○人造石油製造事業法

○硫酸アンモニア増産及配給統制法

○製鐵事業法

○有機合成事業法

○重要機械製造事業法

○國際電氣通信株式會社法

○日本產金振興株式會社法

○帝國燃料興業株式會社法

○帝國鑛業開發株式會社法

○大日本航空株式會社法

○北支那開發株式會社法

○帝國石油株式會社法

○水道條例 (關係條文ハ減免法令地租法關係ノ部ニ掲ケ以下同)

○私立學校用地免租ニ關スル法律

○森林法

○砂防法

○國立公園法

○宗教團體法

○旭川舊土人保護地處分法 (關係條文ハ減免法令登録稅關係ノ部ニ掲ケ以下同)

○日本製鐵株式會社法

○日本通運株式會社法

○陸上交通事業調整法

○日本發送電株式會社法

○電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律

○米穀配給統制法

○東京圖書院

○東京圖書院

○日本經濟叢書

○日本經濟叢書

○日本經濟叢書

○日本經濟叢書

○宗義圖書

○宗義圖書

○宗義圖書

○宗義圖書

昭和十六年八月五日發行

【定價金二圓五十錢】

直地
接方
稅稅

總發行者

東京市神田區小川町三の八
東京財務研究會

代發者

津屋新一
東京市牛込區榎町七

印刷者

早坂善太郎
東京市牛込區榎町七

印刷所

大日本印刷株式會社
榎町工場

發行所

東京市神田區小川町三の八
株式會社
高陽書院
電話神田(25)二三三三
報替東京九〇〇三番

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二ノ九

東京商大 教授 太田哲三著 第三〇〇卷 二二

財務諸表準則解説

書類記載の各種勘定科目の内容に一定の規準を與へた制約的な強制である。されど準則は簡潔を旨とし意を盡さぬ點が多い。これ委員の一人として終始準則の制定に參與されし企業院委員たる會計學の泰斗太田教授に乞ふてこれが詳細なる解説書を公刊する所以である。行文平易會計學の豫備知識なくして理解し得べく、更に本書により最新の簿記會計學の知識を徹底し得るであらう。

神戸高商 小菅敏郎 共著 福岡高商 水田金一 共著 第一八〇巻 二二

商業簿記圖表解説

凡ての簿記の基礎である商業簿記の原理から取引仕簿・記帳・決算に至るまで簿記の全機構を易より難へと首尾一貫して圖式によつて解説した一番判り易い簿記書として各方面から大歓迎の好著。初學者より進むまで一般學生、會社商店の會計課、實業教員計理士受験生間に明快無比の参考書として絶讃。

東京市神田區高陽書院 電話 三〇〇九 一五三二 小川町三八ノ八

訂正増補 不動産金融原論

玉塚不動産研究所長 玉塚 締伍著

大目次

- 第一章 不動産金融の概念
- 第二章 不動産金融の客體
- 第三章 不動産金融客體の評價
- 第四章 貸付金額・利率及び期間
- 第五章 擔保債權の構成
- 第六章 擔保形式の構成
- 第七章 擔保の保全
- 第八章 貸付金の運用
- 第九章 貸付金の回収
- 第十章 貸付金の同業
- 第十一章 不動産の資金化
- 第十二章 不動産金融の展望

土地建物は國家にとり個人にとり重要な財貨である。土地建物の利用・取引は經濟上種々なる考查と煩瑣な法律上の手續を要すること

とより之が専門の知識なき一般人は往々不測の損害を受け或は全く之を他に依頼するの止むなき實狀である。不動産に關する從來の著書の殆ど全部が法理のみを説き經濟利用部門を閑却したこともその原因であつた。物資窮乏の現下土地建物は一層重要なる取引對象物たらんとする時、不動産管理の權威として知らるゝ先生の不動産經濟・法律手續の一切を網羅せる完璧の著書は當に現代の需要を充すものであり不動産金融の關係者は固より土地家屋所有者に好参考書を提供するものである。

東京市神田區高陽書院 電話 三〇〇九 一五三二 小川町三八ノ八

三弘

東京商大
教授

太田 哲三著

第刊・上巻 函入
價三・五〇 送二二

會計學概論

改訂増補

られる本書は商科大學の教授として選信・鐵道・商工各省の顧問として學界・實際界に重きをなす著者がその蘊蓄を傾け會計學の全般を明快に論述せられたものであり、會計實務の指針としての價値は他書の追隨を許さぬものがある。今回更に全巻に涉り改修を施し、以つて江湖の御期待に報ゆることとなつた。

東京商大
教授

太田 哲三著

第刊・上巻 函入
價二・〇〇 送一四

會計學講話

三版出版

定・投資及其他の資産・貸方勘定・貸借対照表・決算諸表の分析——社會は會計學を常識として要求してゐる。本書は會計學の全體系を徒らに理論の末を争ふことなく穩健なる學說により明快・懇切に解説すると云ふ態度で一貫してゐる。蓋し大家にして始めて成し得る述作として好評噴々。

會計學上の如何なる理論も、實際上の如何なる難問も解決される權威書として學界は固より實社會の定本的參考書として知

大目次——會計及會計學・會計の目的・損益計算・財産評價・時價貸借対照表・固定資産・減價償却・無形固定資産及繰延勘

東京市神田區小川町三ノ八 高陽書院 電話 三〇〇九 東京 神田區 電話 二〇〇一





